



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

e-mail:sokudai2019@gmail.com HP:http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座：00120-3-293255（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

第23号

## 控訴審第1回弁論は11月12日 正義は我にあり！

2018年12月に提訴した私たちの裁判は数奇な経緯をたどりました。私たちが一体のものとして提起した差止と国家賠償請求を裁判所は勝手に分離し、差止については、東京地裁など大規模裁判所にも設置されている行政部の担当とし、そして、口頭弁論を開くこともなく、私たちの請求を却下しました。第2次訴訟についても、同様に差止と国賠を分離し、差止について、納税者基本権と人格権についてさらに分離するなどの違いはありましたが、納税者基本権に基づく裁判所が判断した訴えについてはやはり口頭弁論を開くことなく却下とされました。

そして、国家賠償請求が地裁で今年1月31日に棄却されたことにより、今、私たちは控訴審に取り組むわけです。この裁判の流れを考えるだけでも、日本における天皇制の強さ、主権在民の弱さを感じてしまいます。本来、民主主義国家における裁判は、それが建前であるとしても、対等な当事者が弁論を闘わせ、それを聞いて主権者の代理人である裁判官がどちらの言い分が正しいか判断するというものであるはずですが、現実には書面を提出させ、それを裁判官が読んで、上から判断を下す、裁判権も行政権も天皇に由来した大日本帝国憲法下の天皇制国家のように、行政訴訟は別個のものとし、庶民には行政に文句を言わせない。そんな姿が浮かんできます。

身分制を廃止したはずの日本国憲法に、1条から8条までの天皇制規定が残り、そしてそれを多くの人々が疑問に思わない社会になっています。30年前の「代替わり」の際には、何千という人々が「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟に取り組みました。私たち事務局の弱さもありますが、現在の控訴人の数は30年前の即大訴訟参加者と桁が1桁違います。皇位継承者が東大に推薦入学で入るかもしれないということには少し騒いでも、そもそもそんな子（成人したようですが）が「様」付けされて、ニュー

スで報道されること自体を不思議に思わない社会です。82億の人々が暮らす、200近い国があるこの地球の上で、10カ国ほどだけが王制を持っていて、世界の大多数の人は王制などなくて当たり前暮らしているのに。多くの国では民衆の力で王制を廃止したのに。

私はもちろん、天皇制廃止論者ですが、1条から8条までを有する現日本国憲法下での闘いは、その憲法を守らせることだと思います。「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行」え！（第4条）。「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束され」ろ！（第76条第3項）

日本の中では我々は少数に見えるけど、世界の中では我々（王様を認めない者）が多数です。正義は我にあり！

（佐野通夫）

### 裁判期日のお知らせ

## 控訴審第1回口頭弁論

2024年11月12日（火）14時開廷  
東京高等裁判所（法廷未定）

\*控訴人（一審原告）、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30分前には裁判所前にお集まりください。

\*当日は、控訴人および弁護団による意見陳述を予定しています。

### ●法廷終了後、報告集会を開催します

法廷終了後、日比谷図書文化館（日比谷公園内）に移動して、報告集会を持つ予定です。

# なぜ天皇制に反対するのか

控訴審前 8.31 集会を開催

桜井大子 ● 事務局



内野光子さん

今年1月31日のまったくひどい一審判決からちょうど7ヶ月後の8月31日、私たちは控訴審前段集会を開催した。裁判を見守る人にとってのこの7ヶ月は、長い沈黙と感じられていたかもしれない。実際は、控訴審を闘うための弁護士会議が頻繁に開かれ、新たな攻め所の議論、論点整理や控訴理由書の執筆・提出、

そして第1回目口頭弁論の準備と、少なくとも弁護士は多忙を極める期間だったと思う。とはいえ、原告・控訴人や支援者とのコミュニケーションが途切れる期間となっていたのも事実で、それは気がかりなことだった。

だからこの集会開催には、そういったコミュニケーション不足を少しは解消したいし、実際に顔を合わせ、対話の場を持つことで、控訴審を元気に迎えたいという目的があった。そしてもう一つ。なぜ私たちは天皇の代替わり儀式に国が関わることに反対するのか。そもそも、その天皇制になぜ反対するのか。控訴人がそれぞれに持つ理由は多岐にわたっている。だから控訴審を前に、あらためてそれらを共有したいという目的もあった。

そういうわけで、歌人であり、この裁判の原告・控訴人でもある内野光子さんに講演をお願いすることとなった。

内野さんは、著書『短歌と天皇制』をはじめ、「現代短歌と天皇制」「天皇の短歌は何を語るのか」などを通して、長年、歌人としての立場から天皇制の問題に言及し続けている人だ。講演では、そういった話をじっくり聞くことができた。

天皇（権威）との距離によって作り出される権威の序列という問題。短歌の世界にも天皇制が染み込んでいて、天皇制の息苦しさ、生きづらさがあることを思い知らされる話だった。こういった天皇制による生きづらさについては、本訴訟ではまだ指摘されてこなかった視点かもしれない。控訴審には内野さんも意見書を出される予定であり、楽しみだ。

講演では少なくない歌人について、作品や公的な発言・

行動選択など、詳細に紹介され、分析・批評が加えられていく。その歌人たちの選択とは、天皇制が敷いたシステムに乗るのか乗らないのかといった政治的判断を伴うものだ。わかりやすい踏み絵のようなシステムが短歌の世界にもあるのだった。

話の中心とも言える、毎年1月に開催される天皇行事の「歌会始」については、内野さんの著書や座談会でも言及されている。「短歌と天皇」を語るのにわかりやすい例なのだろう。一般的に最高の「権威」と考えられている叙勲だが、短歌の世界ではその通過点として「歌会始」の選者という位置があるとのことだった。

こういったシステムに乗るか、そこから外れるか、1人の歌人として選択しなくてはならないし、そういった選択を強いられること自体が生きづらさとなるに違いない。それは、天皇制社会の縮図のようにも思える。もちろん、そこから外れる人は例外であり異端者となるのだろう。それもまた天皇制社会の道理だ。

短歌について何も知らない私には、話の詳細を頭に叩き込むのは無理だと諦めた。だがそこはざっくりと、文学や短歌という領域もやはり天皇制社会そのもので、息苦しく、自由な表現活動とは次元の異なる政治的な縛りがあるのだと、とりあえずそのことを理解すればよいかと思いついた。詳細が気になる時は内野さんの著書を読めば良いのだし、と。

講演後、吉田哲也弁護士から控訴審をこれからどのように闘っていくのか、裁判官が無視できない論をどう展開するのか、等について力強い報告を受け、続いて控訴人の星出卓也さん・岡田良子さんによるリレートーク。2人はまったく違う視点から、なぜこの裁判を続けているのかを訴え、私たちの胸に迫った。

大型台風が接近するなか、集会前日から事務局の心配は尽きずだったが、当日は台風とは思えぬ穏やかな空模様で、45名が参加。とてもいい集会となった。

次は11月12日の控訴審本番だ。ぜひ傍聴へ！

\* 講師の内野光子さんご自身による報告記事が、以下のブログに掲載されています。

「台風はどこへ～『短歌と勲章～通過点としての〈歌会始〉と題して話しました。」(内野光子のブログ <http://dmituko.cocolog-nifty.com/utino/2024/09/post-eb6193.html>)

## 当日参加された方の感想

- \* 内野さんのお話を聞く機会を作って下さって有難うございました。内野さんの精密な研究態度、エネルギーギッシュな表現活動に敬服です。該博なお話についていけない自分の非力を感じました。
- \* 夏疲れでいましたが、おかげで充電できました。
- \* 歌会って天皇まみれかと思っていたけれど、色んな人がいるんですね。戦前の大元帥を否定、隠蔽、忘却するための学者、研究者、文学者を装う天皇。国民に浸透していくのが恐ろしい。
- \* 内野さんのお話から多くを学びました。「天皇の儀のむなしさ」本当にそうです。
- \* 褒賞制度は、たしかに「現代に生きる天皇制」をリサーチする一つのトピックとしてしらべて有意義だと思いました。
- \* きわめて啓発される会だった。
- \* 今の、特に若い人達が受けている教育を憂います。

世の中や天皇制を鋭く批判している(た?)歌を、もっと知らしめたい。

- \* 天皇・皇后も、選者も、その人間性は許される、といった雰囲気こそが、天皇制批判を一步も進ませないのでは…
- \* 内野さんのお話が面白く、弁護団、原告団の方々の話も力強くて、頑張ろうと思えました。
- \* 内野さんの話を面白く聞きましたが、吉田弁護士や皆さんの話を聞き、改めて裁判の意義を感じました。
- \* 司会者の発言にもありましたように、天皇制にはつきり NO と言えない日本人の論法には「自虐」と「義理」が入っているのが常だと感じています。それを「人間の弱さ」として互いに「慰め合う」のも共通の現象ですね。
- \* 内野さんの明快なお話、歌人として大いに勉強になりました。吉川、永田、両人は沖縄問題などに発言しながら巧妙に逃げ道を作っている気がします。三枝昂之は確信犯ですから論外ですが。

## 第 12 回「合祀取り消し要求 靖国行動」を終えて

大分哲照 ●靖国合祀イヤですアジアネットワーク



靖国神社は戦没者を「天皇に忠義を尽くし、進んで日本の戦争に参加した英霊」と勝手に意味づけし、神として祀る宗教施設です。多くの遺族がこのような不当な意味づけをされ、しかも流布されていることに大きな屈辱と怒りを感じています。

声を上げずにこのまま放置すれば、私たち遺族がそれ

を認め、納得しているとされかねません。私たち「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」は、年に一度、靖国神社に「合祀はイヤ！」という思いを直接ぶつけにいくと「合祀取り消し要求行動」を行っています。

2024年4月、靖国神社の宮司に大塚海夫元海将が就任しました。元自衛官が就任するのは二人目だそうです。元海将が就任するのは初めてだという事です。

また、今年1月には陸上自衛隊幹部（航空事故調査委員会）らが、綿密な「実施計画」のもと公用車を使って靖国神社を参拝。昨年も同様の靖国神社参拝を行っていたことが判明しています。

自衛隊幹部は、「近い将来、自衛官の戦死者が出る」と公言しています。自衛隊幹部による靖国参拝の強行は、自衛隊員に「戦死の覚悟」を持たせようとしているのです。「国家が引き起こした戦争での死は優れた死だ」として「戦死者を英霊」と称えて祀る靖国神社を、かつてと同様、自衛隊員を、そしてさらに国民とりわけ若者を戦死者の後に続く兵士として調達し続けるための精神的支柱としようとしているのです。自衛隊の靖国神社参拝は、

靖国神社の合意のもとで行われており、靖国神社はそれを喜んで受け入れているのです。

「靖国合祀イヤです アジアネットワーク」は、「殺さない 殺されない 殺させない」をモットーに、一貫して靖国問題に取り組んできました。日本国憲法は、戦争を放棄し、「国の交戦権はこれを認めない」と規定しています。「国のための戦死」などあってはならないのです。

さて、今年の第12回の靖国行動は、残暑が酷しい9月19日（木）に行いました。西山誠一、吉田文枝をはじめ全国から集まった遺族7名と、大阪の部落解放同盟の支援者2名が「合祀取り消し要求行動」の面談に参加し、要求書17名分を提出しました。当初、面談は8名と限定されていましたが、9名全員で臨むことができました。

靖国神社社務所の会議室において、対応した職員は、松本聖吾総務部長と後藤智司総務課長の2名でした。代表の菅原龍憲は、今回は参加できませんでしたので、代わって大分が総務部長に要求書を手渡しました。

神社側は、この後会議があるので面談は30分に限定しますという姿勢で臨んでおり、終始聞き置くという態度が見て取れました。

そのような中、参加した遺族が一人ひとり要求書を口述しました。その内の抜粋を記述します。

N: 父親が合祀されている。戦争は罪悪。人殺しをする。軍人、兵卒は人殺しをする政府からの奴隷。謝罪の気持ちがあるだろうか。

M: 叔父が合祀されている。1944年5月31日、アドミラルティ諸島に米軍が上陸、289名が生死不明のまま戦死扱いにされている。靖国神社は、戦争遂行の精神的役割を果たしてきた。戦後どのように変わったのか。合祀に関して靖国が20条を根拠にしていることに違和感がある。

M・I: この合祀取り消し要求には1回目からずっと来ている。父が2回目の召集後、湖北省で戦死。戦争に加担したのが靖国。ぜひとも抹消したいのだが、見解を伺いたい。

Y・T: 叔父がミンダナオ島で戦死というよりも餓死か病死をしている。先の戦争を靖国神社は、どう評価されているのか。

松本部長: ここは歴史を評価する場ではない。議論する場でもない。遊就館は、事実を示している。

Y・H: 私たちを守るのではなくて天皇を守るため。英霊とは何ですか。勝手に合祀されている。

Y・F: 靖国神社は、憲法違反の神社。存在することで、日本人総体が問われている。少なくとも合祀はイヤだという人の願いを聴いて、なぜ外せないのか。

松本部長: 何度も同じことの繰り返し。訴訟で結論は出ている。

M・I: 神社の在り方は、今後も変わらないのですか。自衛隊の集団参拝はどうですか。

N・S: 明治天皇が絶対者か。

松本部長: 靖国神社は、何方が来られても拒絶することはない。戦争を煽ったということはない。靖国神社は平和を祈念している。

以上、時間が10分も過ぎていると言って打ち切られてしまいました。

その後、場所を全水道会館に移して12時30分より本日の行動を振り返りました。

来年は、敗戦後80年を迎えるので、何とかして来年まではこの靖国行動を続けようという結論に達し、今年の靖国行動を終えました。

## 【会費納入とカンパのお願い】

裁判はまだ続きます。控訴人（一審原告）・支援者の方は、2024年度分の会費をお振り込みいただけますようお願い致します。前年度未納の方もお願いします。

1年分の会費は、原告3,000円、支援者2,000円です。また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号: 00120-3-293255

加入者名: 即位・大嘗祭違憲訴訟の会

## 【転居のお知らせをお願いします】

毎回、宛先不明で返送されてくるメール便があります。住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

## 活動日誌（2024年7月—9月）

7月17日（水） 弁護団会議

8月15日（木） 8.15反「靖国」行動で、原告呼びかけ人の佐野通夫がアピール

8月31日（土）「私たちはなぜ天皇制に反対するのか——即位・大嘗祭違憲訴訟控訴審にむけて」集会（文京区民センター）

9月3日（火） 弁護団会議

9月30日（月） ニュース23号発送／第32回事務局会議